

佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則及び佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月4日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県規則第40号

佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則及び佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則
(佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正)

第1条 佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和55年佐賀県規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(沿岸漁業改善資金の貸付対象者等)</p> <p>第3条 略 2～5 略</p> <p>6 沿岸漁業改善資金の貸付けの内容、貸付限度額及び償還期間等は、別表に定めるとおりとする。ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第1項に規定する東日本大震災(以下「東日本大震災」という。)により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物(その加工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から<u>受けたもの</u>にあつては、同法に基づき<u>令和3年3月31日</u>までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の償還期間(据置期間を含む。以下この項において同じ。)は、別表の償還期間等の欄に定める償還期間を3年延長して適用するものとする。</p> <p>7 略</p>	<p>(沿岸漁業改善資金の貸付対象者等)</p> <p>第3条 略 2～5 略</p> <p>6 沿岸漁業改善資金の貸付けの内容、貸付限度額及び償還期間等は、別表に定めるとおりとする。ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第1項に規定する東日本大震災(以下「東日本大震災」という。)により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物(その加工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から<u>受け、かつ、原子力災害(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)</u>による影響を受けているものにあつては、同法に基づき<u>令和4年3月31日</u>までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の償還期間(据置期間を含む。以下この項において同じ。)は、別表の償還期間等の欄に定める償還期間を3年延長して適用するものとする。</p> <p>7 略</p>

(佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正)

第2条 佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成16年佐賀県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(貸付金の利率、償還期間等)</p> <p>第6条 貸付金は、無利子とし、その償還期間は、10年以内（3年以内の据置期間を含む。）とする。ただし、次の各号に掲げる資金の償還期間については、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 前項及び次項の規定にかかわらず、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災（以下「東日本大震災」という。）により著しい被害を受けた者であって、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる被害を受けたこと又はその生産物（加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から<u>受けた者</u>にあつては、同法に基づき令和3年3月31日までに県の貸し付ける改善資金の償還期間は、13年以内（6年以内の据置期間を含む。）とする。ただし、前項各号（第7号から第9号まで（第9号にあつては、償還期間に限る。）を除く。以下この項において同じ。）に掲げる資金の償還期間（据置期間を含む。以下この項において同じ。）については、それぞれ当該各号に定める償還期間を3年延長して適用するものとする。</p>	<p>(貸付金の利率、償還期間等)</p> <p>第6条 貸付金は、無利子とし、その償還期間は、10年以内（3年以内の据置期間を含む。）とする。ただし、次の各号に掲げる資金の償還期間については、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第14条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第16条に規定する資金 12年以内（3年以内の据置期間を含む。）</u></p> <p>2 前項及び次項の規定にかかわらず、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災（以下「東日本大震災」という。）により著しい被害を受けた者であって、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる被害を受けたこと又はその生産物（加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から<u>受け、かつ、原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けているもの</u>にあつては、同法に基づき令和4年3月31日までに県の貸し付ける改善資金の償還期間は、13年以内（6年以内の据置期間を含む。）とする。ただし、前項各号（第7号から第10号まで（第9号及び第10号にあつては、償還期間に限る。）を除く。以下この項において同じ。）に掲げる資金の償還期間（据置期間</p>

改正前	改正後
3・4 略	を含む。以下この項において同じ。) については、それぞれ当該各号に定める償還期間を3年延長して適用するものとする。 3・4 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。